

吉村 千冬

高齢犯罪者の再犯防止とコミュニティカフェの活用

—社会的孤立に焦点を当てて—

I はじめに

(1)研究の背景

本稿は、高齢犯罪者の再犯防止の方策について検討するにあたり、犯罪要因の一つである社会的孤立に着目したうえで、社会における居場所のあり方として官民の協働によるコミュニティカフェの活用を提唱するものである。

我が国における高齢化の現象は、刑事司法においてもきわめて顕著となっており、高齢犯罪者をめぐる対策が喫緊の課題とされている。一般刑法犯の認知件数は2003年をピークに減少に転じている一方で、検挙人員別に見ると、65歳以上の高齢者層は唯一高止まりの状況にある¹。令和3年版犯罪白書によれば、令和2年における刑法犯の検挙人員のうち65歳以上は22.8%となっているが、20%を超えているのはこの年齢層だけであり、1998年の4.2%から大きく上昇している²。また、高齢者は、出所後2年以内に再入所する割合が全世代の中でもっとも高いことも調査から明らかとなっている³。高齢者が犯罪へと至る背景には経済的困窮や社会的孤立といった「生きづらさ」が要因としてあるところ、有効な社会復帰支援がなされず問題が解決されぬまま犯罪を重ねて社会から排除されていく現象が生じていた。こうした社会的排除のスパイラルに陥った結果、刑務所だけが本人を受け入れる居場所となってしまっているのである⁴。

以上の現状から、近年では刑事司法と福祉が連携し、出口支援や入口支援といった刑事司法から福祉的支援へと繋いでいくための様々な取組みが実践されている。2016年7月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」において、立ち直りに様々な課題を抱える薬物事犯者や高齢者・障害者の再犯を防止し、社会復帰を支援するべく、刑事司法と地域社会をシーム

¹ 法務総合研究所『平成30年版犯罪白書』232頁。

² 法務総合研究所『令和3年版犯罪白書』6頁。

³ 法務省・厚生労働省「入口支援の実施法策等の在り方に関する検討会 検討結果報告書」（2021年）1頁。

⁴ 葛野尋之「新自由主義、社会的排除と刑事司法—日本の場合—」『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集 刑事法理論の探求と発見』（成文堂、2012年）365頁、本庄武「日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入することの意義」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第3号（2013年）33頁。

レスに繋いだ息の長い支援の必要性が強調された。

(2)問題の所在

もともと、福祉的支援へと繋ぐにあたっては、本人のニーズを把握した上で必要となる支援に繋いでいくことが求められるが、そもそも高齢者の多様なニーズに対応する社会資源の不足が指摘されている⁵。なかでも、日中活動にやることがなく、立ち寄れる場所もない等、地域における居場所をどのように確保するかという問題があり、これらの問題は高齢者が犯罪へと至る要因たる社会的孤立に繋がりうるものである。地域支援へと繋いだはずが、支援のための資源が不足している結果、犯罪の背景にある社会的孤立が解消されず、再び犯罪を重ねてしまう可能性も否定できない。そもそも、高齢者の社会的孤立については、2008年に厚生労働省が「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」を公表し、地域福祉の重要課題として社会的孤立の軽減に向けた地域においてあるべきネットワークの形成に言及している。また、平成22年版高齢社会白書においても、「高齢者の社会的孤立と地域社会 孤立からつながりそして支え合いへ」という特集が組まれる等、高齢者の社会的孤立をいかにして防止するかについては社会福祉の領域でも注目されている⁶。

そこで、本稿では、高齢犯罪者の犯罪要因の一つである社会的孤立の防止に焦点を当て、官民協働の促進を図り、再犯防止に資する社会資源の構築について検討を試みる。なお、再犯防止は、地域において安心して自分らしい生活を送ることができる結果として実現するものであると考える。したがって、社会的孤立を防止し、地域社会の中で安心して自分らしい生活を送るための居場所の整備が必要となる。この点につき、本稿では、居場所のあり方として社会福祉の領域で展開されているコミュニティカフェに着目する。

コミュニティカフェは論者によって多様な解釈がなされているが、基本的には「誰もが気軽に立ち寄れて、誰かとおしゃべりしたり相談したり、ほし

⁵ 森久智江ほか「地域生活定着支援センター全国調査結果について」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（現代人文社、2018年）433頁以下、篠崎ひかる「刑事司法システムの対象となった高齢者の地域生活を見据えた支援の展開と課題-支援者へのインタビュー調査から-」（2020年）91頁以下。

⁶ 齊藤雅茂「高齢者の社会的孤立に関する主要な知見と今後の課題」季刊家計経済研究 No. 94（2012年）55頁。

い情報が得られたり、お茶や食事もとれるような居場所⁷」とされており、自治会単位の圏域における生活支援のサービスの一つとして位置付けられている⁸。近年では、高齢者の孤立予防や障害者の就労支援といった社会的課題の解決を目指す担い手として、地域コミュニティにおける拠点としての重要な役割を果たしている。高齢犯罪者の背景事情として社会的孤立が存在することに照らすと、高齢犯罪者対策という社会的課題の解決に向けた方策として、コミュニティカフェが地域生活における居場所となりうるかを検討することは意義があるものと思われる。また、刑事司法と福祉の連携においても、支援者たる福祉側が感じる課題として、誰かと過ごせる居場所の必要性が指摘されていることに鑑みると、官民協働によるコミュニティカフェを地域における居場所として設けることは、本人の安心した生活の実現、ひいては再犯防止に資するものと考えられる。

したがって、本稿では高齢犯罪者の地域支援にあたり、孤立を防止し、いつでも立ち寄ることができるような居場所のあり方としてコミュニティカフェの活用を提唱する。

なお、「居場所」については、その捉え方は様々であり、いまだ明確な定義はないとされている⁹。従来は、「いどころ」、「座る場所」といった物理的な意味で使用されていたが 1980 年代に小・中学校において不登校児童が増加したことが社会問題となり、その際に「心の居場所」という言葉が使われたことが契機となって心理的側面を含むものへと変化し、今日では必ずしも物理的空間に限られないものとして捉えられている¹⁰。そこで、本稿における「居場所」の定義は、地域において気軽に立ち寄ることができ、物理的な場のみならず、心の拠り所となり、安心して自分らしくいられる場所とする。

(3)研究方法

⁷ WAC（社団法人長寿社会文化協会）編『コミュニティ・カフェをつくろう！』（学陽書房、2007年）198頁。

⁸ 菅原浩信「コミュニティ・カフェにおけるソーシャル・ビジネスの展開」日本経営診断学会論集 17（2017年）21頁。

⁹ 中島喜代子他「「居場所」概念の検討」三重大学教育学部研究紀要第 58 巻 社会科学（2007年）77頁。

¹⁰ 中島・前掲注 9）77 頁以下、木下智彰「児童の心の居場所をつくる教育実践の検討」奈良教育大学教職大学院研究紀要「学校教育実践研究」第 5 巻（2013年）31 頁。

まず高齢犯罪者の実態及び地域支援の現状を明らかにするべく、先行研究を参照する。この作業を通じて、高齢犯罪者が犯罪に至る背景には社会的孤立があること、地域支援において居場所の確保が問題となっていることを明らかにする。

そのうえで、コミュニティカフェについての先行研究を概観し、その機能や制度の枠組みを把握する。地域における居場所のあり方としてコミュニティカフェの活用を提唱するにあたっては、コミュニティカフェが居場所として機能しているメカニズムや効果を把握する必要があると考えるためである。したがって、既存のコミュニティカフェに関する調査研究を参照し、地域における居場所としてコミュニティカフェが有用であることを明らかにするとともに、どのような制度設計が求められるのかについて示唆を引き出す。

II 高齢犯罪者及び地域支援に関する先行研究

(1) 高齢犯罪者の実態と特性

高齢犯罪者については、既に多くの先行研究において調査や分析がなされている。犯罪の動向について見てみると、高齢者による犯罪のほとんどが万引きであること、生活困窮や社会的孤立といった福祉的ニーズを背景として犯罪行為へと至っていることが明らかにされている¹¹。例えば、高齢者による万引きの実態を把握するために東京都が実施した調査によると、万引きを行う要因として、生活困窮といった経済的要因や加齢に対する不安といった身体的要因のほか、他者との関係性が希薄であり、孤立や孤独が背景にあることが示されている¹²。

このような場合、本人が抱えている問題に着目して対応をとらなければ、社会的排除のスパイラルから抜け出すことは困難である。そこで、刑事司法と福祉の連携が進み、出口支援や入口支援が展開されるようになった。刑事司法から福祉へ繋ぐとともに、地域生活を見据えた支援が広まりを見せている。もっとも、以上のような事案に対応する支援者側からは、地域において支援を行うにあたっての課題が指摘されている。

¹¹ 高山佳奈子「高齢犯罪者の実態と特質」刑法雑誌 53 巻 3 号 380 頁以下、葛野・前掲注 4) 373 頁以下。

¹² 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 安心・安全まちづくり課『高齢者による万引きに関する報告書』（2017 年）81 頁。

(2)地域支援における課題

刑事司法から福祉的支援へと繋ぐにあたっては、支援者たる福祉側も様々な課題を抱えていることが調査から明らかとなっており、その中には居場所がないことについて言及するものもある。例えば、高齢犯罪者に対する地域生活を見据えた支援のあり方についての調査として、森久らが全国の地域生活定着支援センターに対して行った調査がある¹³。当該調査結果からは、日中活動の資源が少なく、特に高齢者は就労も困難なために日中やることがないという実情が浮き彫りとなっている。加えて、支援者が不足していると感じる社会資源として、余暇・外出支援、賃金は少額でも就労ができる等本人が生きがいを見出せる日中活動、社会内でゆっくり話を来てくれる居場所等が挙げられている。

また、篠崎が地域生活定着支援センター以外の支援機関に対して行なった調査によると、支援者が感じている支援課題として、①支援対象者を限定しない柔軟な支援が必要である、②地域生活を継続するうえで必要な支援が不足している、③社会資源の調整や連携における課題、の三つが挙げられている¹⁴。このうち、社会的孤立の問題に関連する②についてより詳細に見ていくと、誰かと過ごせる居場所の必要性として、日中活動の支援やいつでも立ち寄れる居場所の必要性が支援者より指摘されている。

そもそも、高齢者の場合には、配偶者との死別や子どもの独立、退職による社会的地位の喪失等、他の年齢層と比較して社会的孤立に陥りやすい傾向にある¹⁵。太田は、高齢者が犯罪へと至る背景事情について、特に社会的孤立に着目したうえで、社会的孤立を家族、近隣、行政からの孤立に分類する。これらの孤立が経済的困窮や福祉制度の問題といった他の要因と重なることで、高齢者による犯罪が促進される可能性があるとし、社会的孤立に対する手立ての必要性を指摘している¹⁶。

このように、高齢者が犯罪行為へと至る要因である社会的孤立を防止することは、将来再び罪を犯すことを防ぐための鍵となりうるといえる。したがっ

¹³ 森久・前掲注5) 433頁。

¹⁴ 篠崎・前掲注5) 91-96頁。

¹⁵ 直井道子＝中野いく子＝和気純子〔編〕『高齢者福祉の世界〔補訂版〕』（2014年、有斐閣）16頁。

¹⁶ 太田達也「高齢者犯罪の対策と予防～高齢犯罪者の特性と警察での対応を中心として～」警察政策研究既刊第18号（2014年）172-173頁。

て、支援者が感じている「誰かと過ごせる居場所の必要性」や「本人が生きがいを見いだせる日中活動」等をどのように確保するかはきわめて重要な問題といえよう。前述の東京都による調査の中でも、「これからの生活で大事にしていきたいことは何ですか」との質問に対し、「家族や親しい友人と交流すること」と答えた者が66%と最も多く、他者との交流を大事なものであると認識している様子が窺える¹⁷。また、刑務所出所者の支援を行うNPO法人マザーハウスの理事長である五十嵐氏も、ある高齢受刑者が「俺には刑務所の外に居場所がない。誰も受け入れてくれない。でも、刑務所の中ならいろんな人がいるし話も聞いてもらえる」と話していたこと、同様の考えからあえて犯罪を繰り返す者が少なくないことを指摘しており¹⁸、地域社会において自分の存在を受け入れてもらえる居場所の必要性が示唆される。

以上の現状に照らすと、高齢犯罪者の社会復帰においては、他者と交流できるような場所や生活して行く中で生きがいを見出すことができるような場所が求められるといえる。森久らの調査結果においても居場所があることは本人の安心に繋がるとされ¹⁹、地域社会において自分が安心できる居場所があることは、犯罪の要因となっている社会的孤立の防止に繋がり、再犯の防止にも寄与するものと思われる。

そこで、以下ではコミュニティカフェの制度枠組みや機能について明らかにし、地域における居場所のあり方としての示唆を得るべく、コミュニティカフェをめぐる先行研究を参照する。

Ⅲ コミュニティカフェとは？

(1) コミュニティカフェの概要と展開

コミュニティカフェとは、飲食を共にし、性別や年齢を問わずに誰もが気軽に利用できる場所²⁰であり、そこでの交流は自由さのあるゆるい関係性と

¹⁷ 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 安心・安全まちづくり課・前掲注12) 94頁。

¹⁸ 公益財団法人東京都人権啓発センター「TOKYO 人権第84号 コラム「罪を犯した人間ではなく一人の人間として」 出所した人と社会をつなぐマリアカフェ」(<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-84-column.html>, 最終閲覧2022年7月24日)

¹⁹ 森久・前掲注5) 443頁。

²⁰ 倉持香苗『コミュニティカフェと地域社会』（明石書房、2014年）118頁。

しての繋がりと捉えられている²¹。社会福祉の分野で開発を志向したソーシャルワーク実践の一つとして位置付けられ、2000年以降急速に全国に広がりを見せている²²。高齢者の孤立の防止、障害者の就労機会の提供、子育てサロン、子ども食堂等その具体的な活動目的や活動領域は多岐に渡り、人と人を結ぶ地域社会の場として各地で様々なコミュニティカフェが開設されている²³。

このような活動が拡大している背景には、少子高齢化や社会的孤立、地域の過疎化、社会的排除や地域の無理解による外国人や刑務所出所者等に対する差別・偏見といった様々な問題が地域において生じていることにある。これらの問題は複雑かつ多様であるところ、公的な福祉サービスは対象者の分野ごとに発展してきたことから、個々の福祉的ニーズへ対応するにあたり、限界がある場合もあった²⁴。そこで、公的な福祉サービスのみならず、地域における住民の支え合いが必要とされるとして、厚生労働省が行政と住民の協働による新しい福祉のあり方を提言した。すなわち、地域における生活課題については、行政のみならず地域住民やNPO等も主体的に取り組み、地域社会における支え合いが重要であることやそのための活動拠点の必要性が言及された²⁵。地域住民等が地域における生活課題を共有し、解決に向けて支え合うことで制度の谷間に落ち込んでしまうような事案に対してもアプローチが可能になる。このような動きの中で、地域の人々が繋がる活動拠点や地域の居場所として、対象者の状況やニーズに応じて地域の人材や資源を活用したコミュニティカフェが広まっているのである。

このように、コミュニティカフェは単なる飲食を目的とするカフェとは異なり、地域の人と人が繋がることを目的としている。また、カフェを訪れる利用者のニーズを解決するべく、場合によっては生活課題に応じて地域内の

²¹ 川口容子「高齢者の居場所としてのコミュニティカフェの検討-利用者・ボランティア・代表者の3つの視点から」国際医療福祉大学審査学位論文（博士）（2017年）2頁。

²² 難波愛「コミュニティカフェにおける心理的支援の可能性-コミュニティアプローチの視点から-」神戸学院大学心理学研究第3巻第2号（2021年）81頁。

²³ WAC（社団法人長寿社会文化協会）・前掲注7）172頁以下。

²⁴ 難波・前掲注22）82頁、厚生労働省『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（2008年）』（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7a.html>, 最終閲覧2022年5月7日）。

²⁵ 厚生労働省・前掲注24)

公的な組織や機関と連携することもあり、コミュニティカフェが結節点の役割を果たすことで、行政だけでは取りこぼしてしまうような地域における多様なニーズにも対応が可能になるとされている²⁶。

以上の特色を有するコミュニティカフェは、地域における居場所としてどのように機能しているのか。犯罪要因の一つとされている社会的孤立の防止の観点から、コミュニティカフェの有用性を明らかにするため、高齢者の社会的孤立の防止と居場所を切り口としたコミュニティカフェに関する先行研究を概観する。

(2) コミュニティカフェに関する調査研究

コミュニティカフェが高齢者の孤立防止のための居場所として機能しているかどうかを判断するにあたっては、利用状況やカフェの利用者たる高齢者自身がカフェをどのように評価しているのかを明らかにする必要がある。

そこで、本稿では、川口²⁷と村社²⁸による研究をそれぞれ参照する。両研究は、コミュニティカフェが高齢者の孤立防止に向けた地域の実践であることに着目したうえで、利用者に対する調査を通じてコミュニティカフェの意義や特性を明らかにしようとするものである。調査対象者の数や調査地域といった条件に加えて、調査方法が川口研究では現場調査、インタビュー、アンケートを用いているのに対し、村社研究では対象者の参与観察とインタビューを採用している点が異なっている。もっとも、いずれの研究も質的データ分析し、利用者がコミュニティカフェをどのように捉えているのか、利用目的や意義を明らかにしていること、高齢者の孤立防止を目的としたカフェに関する実証的な研究はほとんどないとされていることから²⁹、コミュニティカフェが機能するメカニズムを明らかにするにあたり、参照に値すると思われる。したがって、それぞれの研究において行われた調査結果等を確認し、コミュニティカフェのメカニズムや効果についての示唆を引き出すことを試みる。

²⁶ 高嶺翔太＝後藤春彦「公的事業がコミュニティ・カフェに与える影響と運営者による対応」日本建築学会計画系論文集第 86 巻第 780 号（2021 年）437 頁以下。

²⁷ 川口・前掲注 21) 1 頁以下。

²⁸ 村社卓「大都市における高齢者の孤立予防を目的としたコミュニティカフェの特性」社会福祉学第 60 巻第 2 号（2019 年）79 頁以下。

²⁹ 村社・前掲注 28) 79 頁以下。

まず、川口が 88 名の利用者に対して行ったアンケート及びインタビュー調査の結果（うちインタビューは 53 名）によると、利用者の多くは月 2 回以上カフェを利用しており、安心できる、落ち着ける、いきいきできる、ありのままにいられる等の評価をしている³⁰。さらに細かく見ていくと、高齢であるが故に心身機能の低下や一人暮らしの寂しさからくる不安といった感情が生じる中で、ふらっと立ち寄ることができる場としてコミュニティカフェが活用されている。自由さのあるゆるい関係性としての繋がり、身近で気軽に感じられる場、日々の心身の状態を相談できる場としてカフェが高齢者に認識、利用されることで、高齢者の孤立を防止するとともに、自立への一助になる可能性を指摘する。

また、調査対象となったカフェには高齢者総合相談センターや民生委員等の福祉・介護のサポートを行う専門スタッフや医療職者が常駐していることから、心配事等がある場合にはカフェに来ることで専門職に相談することが可能となっており、こうした専門職の存在も安心してカフェを継続して利用する要因となっている可能性が指摘されている³¹。

次に、村社研究では、調査者がカフェの開催日である水曜日 5 回、木曜日 6 回、土曜日 7 回の合計 18 回に渡り参与観察を実施した。この時のカフェの利用者の平均人数は、水曜日が 35.3 名、木曜日が 38.0 名、土曜日が 22.8 名であり、聞き取りや直接観察を通じて、利用に伴う感情や行動を分析している。

調査結果によると、孤立予防を目的としたカフェの利用要因として特有の要素は、「入りやすい」、「安心できる」、「要求が満たされる」の三つである。なかでも、「入りやすい」及び「安心できる」を生成する要素として重要な点に「利用が強要されない」ことがあり、高齢者の孤立予防には強く求められる機能であると指摘する³²。すなわち、カフェを利用する高齢者がカフェへの参加は繋がりを感じる、楽しい、元気が出る等肯定的に感じている一方で、ゆるく繋がり続ける傾向があることから、どの程度の繋がりを求めるかは高齢者自身に判断が任されることが必要であるとされている。

また、安心できる理由として重要な点に、ボランティアとして同年代が参

³⁰ 川口・前掲注 21) 37 頁。

³¹ 川口・前掲注 21) 38 頁。

³² 村社・前掲注 28) 86 頁以下。

加していることに加えて、専門職の協力が挙げられている³³。社会福祉士、保健師や看護師等の医療専門職、介護福祉士等の専門職が参加していることが多く、カフェに来ることで相談に乗ってもらい、必要に応じて福祉の支援に繋がるのが可能となる。調査結果からも、カフェに来て支援に繋がった、介護保険の申請をした等実際に必要な支援へと繋がっていることが明らかとなっている。このように、専門職が協力していることが利用者の安心にも繋がりが、カフェの継続的な利用にも影響を与えていることが指摘されている³⁴。

(3)先行研究からの示唆

各研究を参照すると、コミュニティカフェは高齢者にとって安心できて自分らしくいられる居心地の良い場所となっており、継続してカフェを利用することが孤立の防止に寄与している様子が窺える。すなわち、カフェに来て他の利用者やスタッフと交流することで、人との出会いや社会との繋がりを認識するだけでなく、自分がこれからどうなりたいのか等を前向きに考えたりすることもできるとし³⁵、高齢者にとっては安心できる居心地の良い場所のみならず、気づきをもたらす場にもなっている。また、金銭面や心身面で不安なことがあった場合には、カフェで相談に乗ってもらったり、必要に応じて福祉制度へ繋げてもらうこともできるため、行政よりも身近な存在として捉えられていると推察される。

そして、カフェの利用を継続するにあたって重要なのが、強制されないゆるやかな繋がりとスタッフの存在である。すなわち、コミュニティカフェは利用の強制がなく、自分のペースでゆるやかに参加し、繋がりを維持することができる点が大きな特徴である。自分が来たいと思った時に自由に利用するという本人の主体性や自律性が尊重されていることも安心感や居心地の良さ形成する要素となっていると思われる。

また、地域住民だけでなく行政や専門職もコミュニティカフェに関わることで、利用者が何らかの問題を抱えていたとしても、カフェに行けば困り事を相談することが可能となる。問題の早期の発見や必要な制度にスムーズに繋がることのできる福祉的支援への橋渡しの場としての意義も有しているこ

³³ 村社・前掲注 28) 79 頁以下。

³⁴ 村社・前掲注 28) 87 頁。

³⁵ 川口・前掲注 21) 24-25 頁。

とが明らかとなった。

さらに、先行研究では研究の射程外であったため言及されていなかったが、コミュニティカフェの実践によると、カフェの利用者が運営に携わることもあるとされている³⁶。カフェでスタッフとして就労することができれば、賃金を得たり、業務を通じて感謝されたりする等、他者への貢献や出番を通じて生きがいを見出すことができ、日中活動ひいては就労支援にもなりうるであろう。

このように、コミュニティカフェは、地域生活の支援において課題とされている、いつでも立ち寄ることができ、誰かと過ごせる居場所や日中活動の場所としての機能を有している。利用者の多様なニーズに柔軟に対応することができる点でコミュニティカフェは単なるカフェとは大きく異なり、固有の存在意義があるといえる。

(4)検討

コミュニティカフェが地域における居場所として有用であること、コミュニティカフェが居場所として機能するためには、強制されないゆるやかな繋がりやスタッフの存在が重要であることが明らかとなった。そこで、罪を犯した高齢者の地域支援に際し、居場所として活用しうる官民協働のコミュニティカフェはどのようにあるべきか、若干の検討を試みる。

まず、コミュニティカフェが機能する重要な要素として「強制されない」ことがある。コミュニティカフェはソーシャルワークの実践であるため、本人の自律性や主体性が尊重されることが重要となる。本人が主体的にカフェを利用し、安心できて、自分らしくいられる居場所が地域にあることによって、犯罪をせずとも地域社会で生活を営んでいくことができ、その結果として再犯が防止される。それゆえ、コミュニティカフェは再犯防止のためのものではなく、他者と交流したり日中活動をしたりすることで、自分らしくいられるような居場所として活用されるものでなければならない。

また、専門職のスタッフが存在し、福祉的支援に繋がることのできるような仕組みを設けることも求められる。このような仕組みは太田が指摘する行政からの孤立を防ぐことを可能とするものであり、有益といえよう。問題は、

³⁶ 倉持・前掲注 20) 262 頁、WAC (社団法人長寿社会文化協会)・前掲注 7) 59 頁、173-174 頁。

どのようなスタッフを配置するかである。罪を犯した高齢者への対応としては、現在地域生活定着支援センターが保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体と連携し、相談支援業務やソーシャルインクルージョンの実現に向けた啓発活動等を行なっている³⁷。特に、啓発活動の観点から、地域で支えるネットワークの構築のあり方の一つとして、多職種と連携したカフェの運営について検討の余地があるのではないだろうか。また、ソーシャルインクルージョンの啓発を標榜するのであれば、専門職に限らず、例えば大学生がボランティアとして参加することも考えられる。多様な人々が関わることにより、社会全体で孤立を防止していく意識が醸成されるように思われる。

もともと、コミュニティカフェについては財源の問題が指摘されている³⁸。コミュニティカフェの運営に関する調査によると、4割強が赤字であり、7割前後のカフェは補助金を除いたら赤字の状態に陥っていることが明らかとなっている³⁹。カフェを運営するにあたっては、家賃は光熱費のほか、スタッフの person 費や交通費の支払い等多くの出費を要する。そのため、財源を確保することはきわめて重要であり、行政や企業による支援が望まれる。

V 終わりに

人間は家族、友人、職場の仲間、近隣者等生きていくうえで様々な人々と交流し、このような他者とのやりとりが心の健康にとってもきわめて重要となる。犯罪行為へと至る高齢者の背景には社会的孤立があることが明らかとされているにもかかわらず、この問題を解決するための有効な支援がなされぬまま軽微な犯罪を繰り返すことで社会的排除のスパイラルへと深く取り込まれ、より一層孤立を深めることとなる。それゆえ、社会的孤立を解決するための支援が必要であり、地域社会における居場所づくりが重要となるところ、コミュニティカフェが居場所としての役割を担う可能性を秘めている。コミュニティカフェが地域の居場所として機能し、従来からその地域で生活している高齢者の孤立や閉じこもりの予防にも有益となるならば、高齢者が犯罪へと至る要因となっている孤独や孤立を防止することに繋がり、再犯を

³⁷ 一般社団法人地域生活定着支援センター協議会『地域生活定着支援センターガイドブック令和2年度版』12頁。

³⁸ 菅原・前掲注8) 21頁。

³⁹ 大分大学福祉科学研究センター「コミュニティカフェの実態に関する調査結果〔概要版〕」（2011年）21頁以下、倉持・前掲注20) 156頁。

防止するのみならず、将来の犯罪を予防することにも寄与すると考えられる。さらに、コミュニティカフェを通じて多様な人々が関わることは、孤立の防止に加えてソーシャルインクルージョンの実現にも資すると思われるため、コミュニティカフェの活用は検討に値すべきであろう。